

の実用試験、口蹄疫の診断および技術者の訓練を行う。

## (2) 事業実績

① 昭和53年12月3日から12月12日まで巡回指導チーム（インドネシア家畜衛生改善計画と合同）を派遣した。同チームはプロジェクトの進捗状況を現地調査し、また今後の事業実施計画についてタイ政府関係者と協議するとともに、専門家に運営上、技術上のアドバイスを行った。

② 継続専門家8名のほか、専門家1名（病理学）および短期専門家5名（口蹄疫診断、ブルセラ病診断、機械保守、施設管理、浮遊培養法）を派遣した。

③ カウンターパート受入れについては、研修員1名（免疫学）を日本生物科学研究所等において6カ月間受け入れ、口蹄疫診断技術の研修を実施した。またタイ畜産局次長を家畜衛生事情の視察およびプロジェクト運営の協議のため、53年9月受け入れた。

④ 供与機材としては口蹄疫ワクチン製造センターおよび家畜衛生センターに実験用機器、ガラス器具、生物製剤、薬品等63百万円相当の機材を供与した。

⑤ 口蹄疫ワクチン製造センターにおいて53年1月口蹄疫ワクチンの大量製造技術である浮遊培養法（大型タンク）によるワクチン試作に成功し、年間500万ドーズのワクチン生産計画の見通しが得られた。将来タイ政府関係者等の間で、同センターをASEAN諸国の域内研修センターとして国際防疫（口蹄疫対策）の中核とする構想が検討されている。

## 21. アフガニスタン・稲作開発計画

### (1) 事業の概要

プロジェクト協力要請の背景は、アフガニスタン国の農業が同国経済開発に占める地位が極めて重要であること、また、米は伝統的に補助食糧であったため、その栽培技術は極めてプリミティブであったが、アフガニスタンの経済開発にとって、米の生産向上は食糧生産の増大と食糧の自給および稲作地帯農家の収入の増大と農民の生活水準の向上という観点から、極めて重要であるとの認識が高まったことによる。

本プロジェクトの目的は、第1段階として東部2県（NangarharおよびLaghman）の稲作地帯を対象に、改良農業技術、改良品種および適切な輪作体系による多毛作を導入し、稲作生産の増大と農業の集約化と多様化を図ることにより、同国政府の重要対策である食糧自給率を高め、農家収入の増大と生活水準の向上に資することである。プロジェクトの内容には、①稲作開発センター（無償供与）および附属農場（loha）、②パイロット農民計画の二つがあり、ほかにプロジェクトの円滑な実施のため、プロジェクト・カブール連絡事務所が設置される。

稲作開発センターのおもな業務は、①稲作や他の作物に関する基礎資料の収集、②普及可能

な改良技術の抽出および附属農場での試験研究，③パイロット農民の圃場での実用化試験，展示，④普及員の訓練，⑤パイロット農民への種子の生産および配布，⑥パイロット農民の訓練等である。

パイロット農民計画においては，対象2県内の10普及所管轄地区内に各普及所当り平均2戸を選定し，集中的訓練，展示および必要資材を投下し，地区内の農民へ栽培体系の外延的な普及を図るものである。

## (2) 事業実績

昭和54年3月に派遣された実施設計チームにおいて討議議事録が署名され，今後5カ年間に上記事業が実施されることとなった。

無償協力の対象となるセンターについては，昭和53年8月に交換公文が署名され，54年度末完工を目途に工事が開始された。

研修員受入れについては，農業普及局より2名を国内視察のため受け入れた。

## 22. イラン・ザポール農業研究計画

### (1) 事業の概要

イラン政府は第4次および第5次（1973—1978年）の各種経済開発5カ年計画において，ヘルマンド川水資源開発計画に着手し，そのうちでとくにヘルマンド川の水を利用したシスタン地域25万haの農業開発のためのパイロット・ファーム設立につき，技術協力を要請してきた。わが国はこれに応え，昭和47年12月に第1次予備調査団を派遣して現地調査を行うとともに，協力の可能性を検討し，昭和48年8月には第2次予備調査団を派遣して夏作を中心に現地調査を行った。さらに昭和48年11月に計画打合せチームを派遣して，日本側の意向説明およびイラン側の意向確認を行い昭和49年3月から3名の長期調査員を派遣し調査の補完を行った。これらの調査の結果，両国関係者はシスタン地域農業開発を進めるためには，農業研究センターを設置し基礎的技術の確立を図ることが必要であるとの共通の結論に達したため，わが国は昭和50年1月実施設計チームを派遣し，研究センターの機能，研究課題，施設計画および事業費等について調査および設計を行い，6月には報告書をイラン政府に提出した。

また，わが国はイラン政府と今後の協力方針について協議し，討議議事録を作成してわが国の協力を実質的に開始するため，昭和51年1月に計画打合せチームを派遣した。しかし，イラン政府関係者（農業天然資源省次官）は，わが国の提案の討議議事録は関係各省の承認を得なければならないので，署名には短時日では応じられないと主張したので，同チームはわが国が提案した討議議事録について農業天然資源省担当局長と意見を交換し，これをR/M (RECORD OF MEETING) として取りまとめて双方が署名し，その後わが国はイラン政府の公式の回答

を受けて53年3月13日に双方討議議事録に署名し、53年度より本格的な協力を開始した。

## (2) 事業実績

専門家の派遣は53年8月チーム・リーダー、灌漑排水、栽培および業務調整の4分野4名と土壌物理の短期専門家を派遣した。カウンターパートの受入れは1名を受け入れた。

なお本プロジェクトは昭和53年10月ごろから同国全域に起こった政情の悪化に伴い専門家は昭和54年1月12日（調整員除く4名）および3月2日（調整員）に引き揚げたところである。

機材供与については車輛類の現地調達（約9百万円）を行った。

## 23. マダガスカル・北部畜産開発

### (1) 事業の概要

本プロジェクトは、北部デイエゴスワレス州のデイエゴスワレス、アンピロベ、ボヘマールの3地域を拠点として、飼育管理、家畜衛生、飼料生産等の畜産技術の改善、および放牧家畜用井戸掘削に関して協力を実施することとし、具体的方法として、上記3県を活動範囲としデイエゴスワレス市近辺に展示圃場（訓練圃場）を持つ指導所を設け、各県の中堅技術者に草地の活用方法、合理的飼養方法、衛生管理方法、検体収集方法、乾草の製造方法等を実際に展示、指導し、訓練を受けた技術者をそれぞれの県に配置し、農民教育、畜産改善思想、家畜衛生思想の普及を図ることとしている。日本人専門家には上記の技術者の訓練、およびその成果の活用状況について随時、アンピロベ、ボヘマールに対し巡回指導を実施するほか、州畜産局の施策立案に対する助言を行うことが期待されている。

昭和52年11月11日に署名された討議議事録に基づき、3カ年の協力計画が進められている。

### (2) 事業実績

① 昭和53年11月28日から12月27日まで、無償資金協力のための基本設計調査チームを派遣した。同チームはプロジェクトの拠点となるデイエゴスワレス畜産技術指導センターの基本設計に必要な現地調査およびマダガスカル政府関係者と施設運営計画に関する協議を行った。引き続き、54年2月24日から3月9日まで報告書説明チームを派遣した。

② 昭和53年4月から専門家3名（チーム・リーダー兼畜産、獣医、業務調整）、同年9月から専門家1名（飼料作物）を派遣した。

③ 機材供与としては、農業機械、簡易組立て畜舎等54百万円相当を供与した。

## 24. タンザニア・キリマンジャロ農業開発センター計画

### (1) 事業の概要

キリマンジャロ州における適作物の選定等の試験研究、水資源調査および農業基礎調査を骨子とする農業技術協力の第1段階が昭和53年3月31日をもって終了したが、同年5月タンザニア政府からキリマンジャロ州総合開発計画のうち、14のプロジェクトに対する協力が要請された。

日本側はこのなかから協力開始の可能性のあるプロジェクトを選定したうえ、53年9月に実施調査チームを派遣し、第2段階の技術協力について討議し、以下を協力の骨子とする討議議事録に署名した。

- ① 農業開発センターにおいて、栽培試験、栽培技術の改良および農業機械の技術訓練を行う。
- ② 農業技術の普及を図るため、普及員および指導的農民に対する技術訓練ならびに巡回指導を行う。
- ③ ロアーモシ地域における農業基盤整備に係る技術的助言および指導を行う。
- ④ パレ地域の水資源開発調査に係る技術的助言および指導を行う。

なお、本計画は工業開発センター計画とあわせて総合的に実施され、両センターは無償資金協力により設置されることになっている。

## (2) 事業実績

53年度は、9月に第2段階の技術協力に係る実施協議のため巡回指導チームを派遣し、また11月に暫定実施計画の協議のため巡回指導チームを派遣した。

このほか、2名の研修員を受け入れたが、専門家派遣および機材供与は業務の進捗の都合により行わなかった。

## 25. ブラジル・リベイラ川流域農業開発計画

### (1) 事業の概要

本地域は、サン・パウロという大都市の近辺にありながら、毎年数日から十数回におよぶリベイラ川の洪水のため、恒常的な利用不能の低湿地、湛水地域が形成され、そのため農産物の減産が毎年3～4割にもおよび、安定的な営農計画、長期的な開発増進の意欲をそぎ、農業州として知られているサン・パウロ州の中でも著しく開発が遅れている地域である。サン・パウロ州政府としても極めて高いプライオリティを付し、本地域の開発を促進しているが、その中でも本地域開発の主要な分野となる農業開発について、わが国へ協力を要請してきた。この要請を受けて、昭和46年12月に第1次調査団を派遣し、総合的な見地から本地域開発のための農業開発に関する諸提言を行った。さらに昭和49年2月には第1次調査団の提言に基づき、第2次調査団を派遣して、わが国の技術協力ベースでの協力可能性を調査し、本地域の農業開発推

進のためには、適作物の選定、栽培方法、土壌保全などの実用研究、およびこれらの改良技術を周辺地域へ波及させるための普及農場を運営するなどの機能をもつ農業開発センターを設置するという構想をサン・パウロ州政府に提言すると同時に、その中での日本の技術協力可能な分野および方法についての検討を行った。

第2次調査団の提言について、さらに詳細な調査を行い、これをもとに具体的な協力計画をサン・パウロ州政府と打合せを行うため、昭和49年12月、2名の長期調査員を派遣し、プロジェクトの早期実現を図った。さらに昭和50年1月には、第3次調査団を派遣し、農業開発センターおよび普及農場の実施設計を行い、これをもとに両国政府の役割、経費の分担等について打合せを行い、昭和50年3月10日、これを討議議事録としてまとめ、本格的な協力を開始することになった。

これに基づき、政府間の補足取決め締結までの協力として、リーダーを含む7名の長期専門家を派遣し、主として基盤整備および同関連事業に対する技術協力を実施した。

## (2) 事業実績

本事業年度は、プロジェクト・リーダー、テクニカル・アドバイザー、栽培、農業経営、農業土木および業務調整の分野7名の長期専門家を派遣し、農業開発センターにおける農地造成および適用作物の選定に主力をおき協力を実施した。機械については、ポンプセットを中心に土木用資機材、農業用実験機器、農業機械等総額148万円相当の機材を供与した。

## 26. ブラジル・農業研究計画

### (1) 事業の概要

ブラジル農業の開発は中西部、アマゾン東北部等未開発地域の開発促進と、東部、東南部の農業企業化による生産性の向上が基本的な課題となっている。

とくに、中西部に広がるセラード地帯は、約1億haにおよび、開発の可能性が大きく開発可能面積は約5千万haといわれている。なかでも、ミナス・ジェライス州のセラード地帯約2千万haは、大消費地であるブラジリア、リオ・デ・ジャネイロ、サン・パウロ等の諸都市との交通が整備され、経済立地条件に恵まれている地帯である。本事業はこの地域を中心として、日本、ブラジル両国政府および民間資本の参加により設立された日伯農業開発協力事業の開発に先行、あるいは並行して、農業開発に必要な生産システムの確立に資し、同地域農業開発への協力効果を高めようとするものである（協力期間52.9.30～57.9.29）。

昭和52年9月30日に締結された補足取決めに基づく基本計画は次のとおりである。

事業の基本計画

1. 事業は、セラードにおける土壌気候および植物資源の利用計画に寄与するため、植物病理、昆虫、作物生理を含む作物栽培、土壌—作物—水分系、農業気象、農業機械、作物育種および農業経営および経済分析の分野において実施される。

2. 事業は、次の活動からなる。

- a. 1にいう分野に関する研究業務
- b. 事業に必要な情報、標本、資料および研究報告の交換
- c. 1にいう分野における両国の研究者の研究能力の開発
- d. 両政府の関係当局間で合意するその他の活動

3. 2にいう活動は、おもにセラード農牧業試験研究計画（CPAC）において行われる。CPACは、事業の総合的な調整および管理の任務を行うブラジル農牧業試験研究公社（EMB-RAPA）の管理の下で、4に掲げる他の機関と協力してこの活動を行う。

4. 他の機関およびその機能

機 関 名	機 能
ミナス・ジェライス州農業研究公社	ミナス・ジェライス州におけるセラード開発計画の促進のための研究調整
ウバラバ農業試験場	生産システムおよびその経済的評価に関する研究および応用研究の実施
パトス・デ・ミナス農業試験場	生産システムおよびその経済的評価に関する研究および応用研究の実施
アルト・パラナイーバ開拓計画農業試験場	研究業務に関連する実用試験

(2) 事業実績

すでに、52年度に7名の専門家（いずれも長期「2.5カ年」専門家）の派遣、機材を2億14万円相当（CIF）供与したが、53年度の事業実績は、以下のとおり。

ア. 巡回指導チームの派遣

巡回指導チームを昭和53年11月20日から12月10日まで20日間派遣した。

イ. 専門家の派遣

短期専門家2人、機械据付け専門家4人を派遣した。

ウ. 研修員の受入れ

視察研修員としてワグナーCPAC所長およびマルケーチ同次長の2人を受け入れるとともに個別研修として2名を受け入れた。

## エ. 機材の供与

顕微鏡, マックル炉, 高圧角型蒸気消毒装置, 土壌恒温槽, テンションメーター, 室内放送装置等 980 万円担当 (CIF) の機材を供与した。

## 27. ウルグァイ・野菜研究計画

### (1) 事業の概要

本プロジェクトは、ウルグァイの農業政策として取り上げられている、①肉食偏重からビタミン食料である野菜の生産と消費の増大、②野菜種子の輸入依存から自国内生産への切り替えによる外貨流失防止、③集約作物たる野菜栽培の普及により農家就業機会の増大等を図るため技術蓄積のあるわが国に協力を要請してきたものである。わが国はこの実情を考慮し、本件協力を行うこととし、ウルグァイの首都、モンテビデオ近郊にある Las Brajas 試験場を中心として野菜および馬鈴薯の育種、栽培、病害虫に関する基礎的研究ならびに Litoras Norte 試験場、Del Norte 試験場での実用栽培試験を行うものである。

討議議事録に基づく基本計画は次のとおりである。

1. 事業はウルグァイ東方共和国における野菜の生産増大、品質の向上および生産の周年化をねらいとして、馬鈴薯を含む野菜生産技術の改良のための試験研究を内容とする。

2. 事業は次の活動からなる。

a. 次の課題に関する研究業務

- (1) 野菜の育種技術
- (2) 野菜の栽培技術 (施設栽培を含む)
- (3) 馬鈴薯の育種技術
- (4) 馬鈴薯の栽培技術
- (5) 野菜の病害虫防除
- (6) 馬鈴薯の病害虫防除

b. 事業に必要な情報、標本、資料および研究報告書の交換

c. a に掲げる課題に関するウルグァイ国研究者の研究能力の開発

d. その他両国政府の関係当局者間で合意するその他の活動

3. 2 にいう活動はラス・ブルハス試験場において行われる。

同試験場は 4 に掲げる他の試験場の協力を得てこの活動を行う。

4. 他の試験場およびその協力活動

試験場名	協力活動
デル・ノルテ試験場	馬鈴薯の品種および栽培法に関する実用的研究の実施
リトラス・ノルテ試験場	野菜の品種および栽培法に関する実用的研究の実施

5. 協力期間：昭和53年7月19日より昭和56年7月18日まで（3カ年）

(2) 事業実績

- ① 昭和53年7月19日討議議事録署名
- ② 昭和53年10月26日専門家4人派遣（うち長期2人，短期2人），同12月7日団長以下4人派遣（うち長期2人，短期2人）
- ③ 53年度供与機材  
車輛2台，トラクター，耕耘機，タマネギ移植機等約20万円相当の機材を供与した。

28. ミクロネシア・漁業開発

(1) 事業の概要

ミクロネシアは，第2次大戦後国連信託統治領として米国に委託されてきたが，1981年以降に独立が予定されていることから経済的自立を目指して努力している。とくに，同地域は豊富な海洋資源に恵まれているため，漁業開発を重視し，それに係る技術協力をわが国に対して要請してきた。

上記要請に基づき，わが国は，昭和52年7月に事前調査を，12月に実施協議を行い高等弁務官府との間で討議議事録を作成した。同R/Dに基づき昭和53年4月1日から1年間，26t型FRPカツオ竿釣漁船の運航および餌魚蓄養開発を主目的として，7名の専門家チームの派遣，機材供与等の一連の協力業務を実施した。

また，上記討議議事録の満了に先立ち，先方関係者からプロジェクトの継続協力に係る要請があったため昭和54年1月巡回指導チームの派遣時に継続協力の必要性等を調査し，同年3月に実施協議を行い，さらに1年間の協力を実施すべく新たに討議議事録に署名した。

(2) 事業実績

① 調査団派遣

- i) 昭和54年1月巡回指導チーム（4名）を派遣した。
- ii) 昭和54年3月実施協議チーム（5名）を派遣し討議議事録を作成した。

② 専門家派遣

長期専門家7名（昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで），短期専門家6名。

29. ビルマ・農業開発協力計画（事前調査）

ビルマにおける農林畜産業は，同国GNPの36%，輸出額の83%（いずれも1975年）を占め，同国経済の大きな役割を果たしているが，社会主義路線をたどった1962年以来12年間の農業部



門の年平均成長率は2.2%で、同国平均経済成長率とほぼ等しく低水準で推移してきた。また、この間、米の増産はほとんどなく、一方人口増加により、ビルマの重要な外貨獲得源である米の輸出は漸減し、1975年の米の輸出量は、1963年の12%にまで低下した。こうした経済上の困難とこの間の国際環境の変動等から、ビルマ政府は1976年「社会主義軌道修正宣言」を発表し自由諸国からの経済援助を受け入れる政策転換を行った。こうした事情を背景として、ビルマ政府は1977年4月農業生産の増大を図るため、地域農業試験場の技術指導および機材等施設整備を中心とした協力をわが国に要請してきた。

これに対応して、日本政府は昭和54年3月事前調査を実施し、要請内容を確認し、協力内容の可能性につき具体的に検討した。その結果、本件協力は立ち遅れた同国の農業生産を着実に向上させるために必要かつ緊急であるが、現地において農事試験場の新設などかなり要請の変更があったため、今後の協力推進には予め長期調査員の派遣等が必要であろうとの結論を得た。

### 30. インドネシア・南スマトラ・森林造成技術協力計画（事前調査）

インドネシア国においては、森林利用の不適正等により草地等低生産地が拡大しており、森林資源の保持、国土保全、流通管理のうえで重大な影響を与えている。このためこれら林地に対する森林造成を早急に進めることが必要となっており、わが国に対し技術協力を要請してきた。

この要請に応え、技術協力の可能性を検討するため、昭和54年4月に事前調査を実施した。この結果、熱帯地域に対する森林造成という技術的に未確立な分野であるため、試験造林の先行を通し各種技術の開発、改良を行うことが必要かつ適切な方法であるとの結論を得た。

なお、昭和50年度に、この地区においてすでに開発協力基礎一次および基礎二次調査が実行されていたが、今回の調査は事前調査とともに実施協議を行い、討議議事録の署名交換まで行った。

### 31. インドネシア・農業開発リモートセンシング技術協力計画（事前調査）

インドネシア国公共事業省は、灌漑網整備による農業開発および外領、とくにスラウェシ、カリマンタン、スマトラに対する移住計画のための農業開発適地調査ならびに当該地域のインフラ整備に関する企画立案および施工を担当している。

しかし、このために必要な情報収集および分析については、広大な外領を対象としているのでその技術レベルも含め技術者、必要な資機材等が対応できない状況である。さらに第3次開発5カ年計画（1979～1983）に向かいこの傾向が一層増大することは明らかである。このため公共事業省は人工衛星および航空写真からの情報を利用し土地分類（地形、土壌、水分等）、土地利用状況（土地利用、営農、人口密度、交通等）を把握するとともに開発適地の分析を行うこ

とを目的とするリモートセンシング技術の確立を行うべくわが国へ技術協力の要請を行った。

この要請に基づき、本計画の背景、内容についての調査を行い、協力の可能性およびその方法について検討を行うため53年11月に事前調査を実施した。

この結果、本計画の重要性および今後の日本政府が行う技術協力に大いに関係あることから、技術協力が必要との報告がなされた。

### 32. タイ・カセサート大学技術協力（事前調査）

カセサート大学は農業省から分離成立したタイ国最高の施設と内容をもつ農科大学であるが、1972年に、世銀および政府予算の35.3百万米ドルをもって、現在のバンケンキャンパスを整備し、かつバンコック郊外カンパンセンに第2キャンパスを新設することとし、現在施設建設中である。

同大学はその機能として、農業に関する教育活動のほかに、研究および普及訓練活動も行っているが、後二者に関する施設等は従来から貧弱であるので、第2キャンパスの新設に際し、わが国に、研究普及に関して施設の無償資金援助および技術協力を要請してきた。

日本政府はこれにこたえて、53年に総合研究センター施設について無償資金協力をを行うこととし、さらに53年7月に事前調査を実施し総合研究センターに対する技術協力および農業訓練普及センター、農機具センターの無償資金協力と技術協力の可能性を検討した。その結果、わが国に無償援助を求めているこれら施設は、同国における農業発展上極めて重要な役割をもち、またその運営計画内容もわが国の技術協力が可能であり、かつ必要であるとの結論を得た。

### 33. タイ・国立雑草科学研究所プロジェクト（事前調査）

タイ国は第4次農業開発5カ年計画（1977～81）において、年率6%の成長を目指しているが、農地拡大が限界にきていること、農業労働人口が相対的に減少していること等から、この目標達成のため農業生産性の増大を図ることを急務としている。このため遅れているタイ国の雑草防除技術を確立することを目的として、1977年タイ国農業局は雑草科学研究所を設置し、熱帯モンスーン農業上最大の問題の一つである雑草防除に取り組むこととしたが、この施設の整備および研究活動に対し、わが国に技術協力を要請してきた。この要請にこたえ技術協力の可能性を調査するため昭和54年2月に事前調査を実施した。

この結果、雑草研究技術の遅れているタイ国においてこの分野の技術協力が必要かつ適切であるとの結論が得られた。

### 34. チリ・水産増養殖開発計画（事前調査）

本プロジェクトは、太平洋産のサケをチリに移殖する極めて遠大な計画である。

昭和44年および46年の大日本水産会の調査団派遣に端を発し、昭和47年以降は政府ベースの技術協力として専門家派遣事業および機材供与事業（サクラマス発眼卵15万粒，シロサケ発眼卵1,000万粒ほか）による協力を実施中である。

しかしながら、サケの回帰はいまだ確認されておらず、本計画の意義、重要性および長期的取組みが要求されること等に鑑み昭和53年11月に事前調査団を派遣した結果、農林業協力案件として継続的に協力を行うことが必要であるとの結論が得られた。

### 35. インドネシア・中堅技術者養成計画（実施協議，計画打合せ）

#### (1) 調査の概要

本プロジェクトはインドネシア農民への改良農業技術の速かな移転を行うのに要求される中堅農業技術者の資質向上をねらいとし、イ国農業省農業教育普及訓練庁の行っている農業技術者訓練事業に対し支援協力してゆくものであり、その活動の内容は、ジャカルタの中央事務所においては、①同庁が行っている訓練事業に対する指導、助言、②バタンカルク（南スラウェシ）、チヘヤ（西部ジャワ）の二つのモデルセンターに対する訓練基本計画の作成、訓練の評価およびその運営に対する技術的指導、③訓練センターへの巡回指導を行う。バタンカルクおよびチヘヤモデルセンターにおいては、栽培、農業機械分野を中心として、①訓練計画の作成ならびに訓練用教材に関する指導助言、②カウンターパートに対する技術指導と助言、③カウンターパートを通じて農業普及員に対する技術訓練、④普及訓練に必要な調査および実用試験を行う。

#### (2) 事業実績

実施協議チームは昭和53年11月に派遣され、①わが国の協力基本方針の説明とイ側関係機関との協議、②プロジェクト拠点候補地の現地調査を行った。

計画打合せチームは、昭和54年3月に派遣され、①日本人専門家の人数と担当分野の再確認、②供与機材に関する協議、③日本側特別措置による養成対策費の実施方針の確認、④討議議事録（R/D）署名を行った。

この2回の調査団の派遣により、54年3月29日討議議事録に署名が行われ本プロジェクトは実施段階に入ることとなった。

### 36. ブラジル・サン・パウロ林業研究協力（実施協議）

昭和53年4月事前調査団を派遣し、研究協力の進め方について協議した結果、サン・パウロ州の森林の現状あるいは要請の内容等から流域管理（その一環としての機械化伐出作業，リモートセンシング，小径木加工利用を含む）の分野で協力を進めることが適切であるとの結論が得られた。

今回の実施調査は昭和54年11月25日から14日間、中野秀章団長他3名を派遣し「討議議事録」の署名を行うとともに、年次別事業実施計画、これに基づく機材供与計画、専門家派遣計画等の協議およびサン・パウロ森林院が必要としている流域管理の分野についての技術体系の確立等プロジェクトの構想について検討を行った。

### 37. パラグアイ・農林業開発計画（実施協議）

#### (1) 調査の概要

パラグアイの第4次経済社会開発計画において農林業の振興は最重点施策として位置づけられているが、昭和52年6月に農林業開発のポテンシャルの極めて高い南部パラグアイ・テラロシア地方における技術協力の要請がなされた。

この要請に基づき、昭和52年10月に事前調査団を派遣し、昭和53年6月から長期調査員4名を派遣し、より詳細な調査および協力計画の立案等を行った。

#### (2) 調査実績

昭和53年10月には実施協議チーム（第1次）を派遣し、協力計画の基本構想を明確にするとともに昭和54年3月には同第2次チームを派遣して討議議事録の署名を行った。

本プロジェクトは、アスンシオンに設置されるプロジェクト中央事務局を調整機関としてカピタミラング農業試験場、農業機械化センター、林業開発訓練センターの三つのプロジェクトからなり、これらに必要な建物施設は無償資金協力により建設される予定である。

なお、討議議事録に基づく協力期間は昭和54年3月から昭和59年3月までの5カ年間である。

### 38. 造林計画基準作成調査（開発基礎調査）

#### (1) 調査の概要

開発途上国における森林開発は林産業の振興、木材輸出による外貨の獲得等当該国の経済社会の発展に大きく寄与することから、近年森林開発を重視する国が増加している。

しかしながら、その後の保育が適正に行われないうこと、焼畑移動耕作等土地利用の不整合等もあって低生産林が拡散する傾向にあり、各国とも適正な森林造成の推進が急務となっており、わが国に対し技術協力の要請が増大している。

このような要請に応えるため、開発途上地域における造林技術の実態、開発、改良すべき技術内容、造林技術移転の手法等森林造成技術協力にあたっての規範となる造林計画基準を作成した。

#### (2) 調査実績

現地調査は昭和53年11月18日から12月3日までタイ国、11月30日から12月19日までフィリピン、パプア・ニューギニアにおいて実施され、別途実施した国内作業とあわせて「造林計画基準作成調査報告書（総論編，各国編）」を取りまとめた。

### 39. 農業協力プロジェクト協力効果測定に関する調査（開発基礎調査）

#### (1) 事業の概要

事業団の実施するプロジェクトは、準備段階における事前評価、実施中の巡回指導、終了段階におけるエバリュエーションなど随時必要な評価が行われているものの、協力プロジェクトの実施効果は複雑多岐にわたり、その効果を数量的に把握することの困難な事項が多いこともあって一定の手法により評価が行われているわけではない。

しかしながら、わが国の技術協力の規模は今後ますます大きくなり、協力案件も増大することが予想され、より有効で効率的な協力を実施するためにその効果を統一かつ総合的に測定、評価する手法の開発が急務となっている。本年度は52年度に行った「総論編」に引き続き、農業普及プロジェクトにおける効果測定の具体的な手法等について調査を実施した。

#### (2) 事業実績

現地調査は昭和54年1月22日から2月9日までインドネシア国におけるわが国協力による普及プロジェクトについて実施され、国内作業により「プロジェクト協力効果測定に関する調査報告書（農業普及プロジェクト編）」として取りまとめた。

### 40. 農村総合開発基礎調査（開発基礎調査）

#### (1) 事業の概要

従来、開発途上国の農林協力は、普及、基盤整備等の単一分野のものが多かった。しかし最近における協力要請は稲作中心のものから、農村の生活環境までも含めた総合的な開発に対する案件が増加してきている。今後このような複雑多様化する技術協力事業の効率的実施に資するため、農村総合開発の手法について調査しこれを取りまとめ、その手引きを作成する本調査を実施した。

#### (2) 事業実績

昭和52年度はケース・スタディを行った。引き続き昭和53年度はインドネシア、スリ・ランカにおいてわが国が実施したプロジェクト（南スラウェシ地域農業開発計画およびデクフワ村落開発計画）について、昭和53年11月27日から12月15日まで現地調査を実施しその結果を「農村総合開発計画の手引き」として取りまとめた。

## 第8節 産業開発協力事業

### 第1 事業の概況

近年開発途上諸国においては、増大する人口に対する雇用促進等が大きな社会問題となりつつあり、地場資源や労働力を幅広く活用できる産業の育成振興の必要性がとくに高まっている。産業開発協力事業は、かかる要請に応じて開発途上地域の産業（おもに地場産業）を中心とした各種の産業の開発、振興、育成を図ることを目的として、各種の調査および協議（R/Dまたは協定）を経て産業開発の支援に必要な専門家の派遣、機材の供与等を有機的に組合せた計画的な技術協力を行うものである。

開発途上諸国の経済に根ざした産業の振興を図るためには、①技術協力に必要な調査研究、②産業活動の柱となる機関に対する技術の移転、③企業に対する個別のコンサルティングサービス、④管理および技術者等の養成、⑤産業の育成および振興のための制度整備等多面的な分野にわたる技術協力が必要である。したがって本事業の実施にあたっては、生産技術の移転のみにとどまらず、研究開発能力の付与、生産管理、経営、流通、マーケティング等の生産関連技術の移転、人材の養成および産業の育成振興に必要な制度および環境の整備等の視点をもふまえて必要に応じ、これらの分野の技術を有機的に結びつけたシステムティックな技術協力の実施に努める必要がある。なお本事業は従来の開発技術協力事業を改編して53年度より発足したものである。

### 第2 昭和53年度事業実績

#### 1. チリ・銅製錬開発

##### (1) 事業の概要

チリは米国に次ぐ世界第2位の産銅国で、輸出については世界第1位である。世界的な資源ナショナリズムの波は、同国にもおよび国有化が行われたが、その結果は新規投資の欠如、追加投資の不足、技術者の大量流出等により技術の立ち遅れがみられる。

このような状態を改善するため、チリ政府は昭和50年1月わが国に技術協力を要請してきたので、同年度に事前調査を実施した。

その後、さらに長期調査員を派遣し、具体的な協力内容を検討し、昭和51年11月に実施調査を行い、討議議事録に署名した。

その内容は、チリ国中央鉱山冶金研究所（CIMM）に対して、①銅製錬の研究開発能力の促

進、②既存製錬所に対する協同体制の確立、③人材の養成の三つの主要機能を与えるために、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を実施することである。

## (2) 事業実績

- a. 昭和54年3月巡回指導チームを派遣した。
- b. 専門家派遣；長期2名，短期4名
- c. カウンターパート受入れ；一般3名
- d. 機材供与；4,902千円（炭化珪素電気炉用電源ほか）

## 2. ポリヴィア・亜鉛等有価鉱物回収

### (1) 事業の概要

ポリヴィアは、鉱業の開発目標を生産鉱種の多様化、国内製錬の比重拡大、従来の錫廃さいからの錫再回収等においており、成果を上げつつあるが、同国鉱山公社（COMIBOL）が保有する鉱山のうち、とくにコルキリ鉱山およびポリバル鉱山においては、これまで錫をはじめとして亜鉛・銀等を含有する複雑硫化鉱から設備面・技術面・採算上の理由により錫のみが回収生産され、その多成分、高品位の資源の大部分が未利用のまま放置されてきた。

このような状況のもとに、複雑硫化鉱から亜鉛、銀、鉛等の未利用有価鉱物を回収するための協力要請があったので、昭和50年度に事前調査を実施した。

さらに、協力の具体的枠組みを検討するため、昭和52年1月に実施調査を行い討議議事録に署名し、また1977年のAnnual Work Planの取りまとめを行った。

その結果、協力期間は3年間、協力の対象は同国鉱山公社所属のコルキリ鉱山、およびポリバル鉱山としたが、その概要は下記のとおりである。

①コルキリ鉱山；現存の設備を利用して、浮遊選鉱法により錫・亜鉛等を回収する技術協力を実施するため、専門家の派遣、研修員の受入れを行う。

②ポリバル鉱山；浮遊選鉱法により錫・亜鉛・鉛および銀を回収する技術協力を実施するため、専門家の派遣、研修員の受入れおよび機材供与を行う。

## (2) 事業実績

- a. 昭和53年5月巡回指導チームを派遣した。
- b. 専門家派遣；長期2名，短期4名
- c. カウンターパート受入れ；一般2名
- d. 機材供与；59,815千円（浮遊選鉱試験用プラント）

### 3. フィリピン・パーティクルボード開発

#### (1) 事業の概要

フィリピンは工業分野，農業分野において廃材が豊富にあり，これら建材・家具材としてのパーティクルボードに再利用することは同国のローコスト・ハウジング政策に大いに貢献する。

そのため，同国政府は，パーティクルボードの技術水準を向上するための技術協力を昭和51年2月わが国に要請してきたので，これに応えわが国は同年4月に事前調査を実施した。その後，さらに長期調査員を派遣し，具体的な協力内容を検討し，昭和52年3月に実施調査を行い，討議議事録に署名した。

フィリピン側の実施機関は，NSDB (National Science Development Board) のFORP RIDECOM (Forest Products Research and Industry Development Commission) とし，この機関に所属するプロジェクトチームが編成される。協力期間は，昭和52年度から約3年間で，協力の内容は同国の技術レベル，ニーズ等を考慮し，パーティクルボードの素材の質的向上および製造技術の改善を図ることを目的とし，専門家の派遣，研修員の受入れおよび機材の供与を行う。

#### (2) 事業実績

- a. 専門家派遣；長期調査員1名，短期2名
- b. カウンターパート受入れ；準高級1名（林産物開発研究所副所長），一般5名
- c. 機材供与；71,002千円

削片工程用機材（フレーカー，ターボフレーカー他）

### 4. タイ・天然ゴム品質改善事業

#### (1) 事業の概要

ASEAN 5カ国は世界の天然ゴムの大部分を生産しており，それぞれ各国の重要な輸出商品となっている。他方，わが国はその消費の大部分をASEAN 5カ国からの輸入に依存している。このような状況の中で，昭和50年7月の日本・アセアン合成ゴム・フォーラム第3回事務レベル会合において，わが国が「議題3.パイロット・タイヤ・プラントの建設」および「議題4. ASEAN諸国のゴム 研究所拡大に対する協力」に関し，今後調査団を派遣し，具体的ニーズを把握することとしたい旨述べた経緯に鑑み，昭和51年1月ASEAN 5カ国に対して事前調査を実施した。その結果，協力の対象国をタイ王国として，天然ゴムの品質改善を主眼とした技術協力を実施することが適当と判明したので，昭和52年3月実施調査を行い，4月1日に討議議事録に署名した。



その内容は、協力期間を3年間とし、農業協同組合省農業局に所属するゴム研究所の技術部に対し、①品質管理の推進、②既存のゴム産業に対する助言、③人材の養成の協力を実施することであり、このため、専門家の派遣、研修員の受入れおよび品質管理に必要な機材の供与を行うこととした。

## (2) 事業実績

- a. 専門家派遣；長期2名，短期3名
- b. カウンターパート受入れ；一般6名
- c. 機材供与；25,685千円（パンバクミキサーほか）

## 5. ベルー・鉱山保安技術育成

### (1) 事業概要

ベルー共和国は鉱業依存度の高い国であるにもかかわらず坑外作業計画、採鉱、選鉱および冶金分野における技術レベルが低く、そのため労働災害発生率が極めて高く年平均100件の死亡事故、4,000件の負傷事故が発生している。このような実情から昭和51年2月に同国政府より協力の要請があり、わが国は昭和52年3月1日より3月25日まで事前調査を実施し、問題点の把握とわが国が実施しうる協力の分野と範囲の検討を行った。

さらに昭和52年10月28日に討議議事録に署名したが、本事業の協力目標は、①鉱山保安技術の移転、②鉱山保安技術をビルトインした生産技術の移転、③鉱山保安体制の整備である、協力相手機関は、動力鉱山省鉱山総局、科学技術鉱業研究所（INCITEMI）および中央鉱山公社（CENTROMIN）で、協力期間は4年間である。

## (2) 事業実績

- a. 専門家派遣；長期4名，短期5名
- b. カウンターパート受入れ；準高級1名（動力鉱山省鉱山統制局長），一般2名
- c. 機材供与；4,760千円（ポータブル毒性ガス検知器ほか）

## 6. インドネシア・建材開発

### (1) 事業の概要

インドネシアは、1974年から開始された第2次経済開発5カ年計画で、低価格住宅の建設を重点の一つとして取り上げ、これに伴い建材の開発についても伝統的在来建材の改良研究のみならず、新しい非伝統的建材の開発のためわが国の経験とノウハウを最大限に利用するため、わが国に協力を要請してきたので、要請内容の確認と協力の可能性および妥当性の検討のため、

昭和52年12月に事前調査を実施した。この結果、協力の相手機関は、パルプセメントボードに関しては、公共事業電力省建築研究所、また人工軽量骨材に関しては、工業省窯業研究所とし、協力の内容としては、①パイロット・プラントの最適地選択のためのフィージビリティ調査、②パイロット・プラントの設計・設置および品質管理、研究開発に必要な試験設備の設置、③パイロット・プラントの試験操業、④インドネシア側スタッフの訓練、⑤協力成果の普及体制の確立等が予定された。

その後、昭和53年7月実施調査チームが派遣され、事前調査のラインに沿った内容に基づき、合意議事録の署名交換が行われた。

協力期間は、昭和53年7月から4年間で、パルプセメントボード分野がまず取り上げられ、約1年後から人工軽量骨材分野が開始されることとなった。

## (2) 事業実績

- a. 調査団派遣；実績調査（53年7月）
- b. 専門家派遣；長期調査員3名
- c. カウンターパート受入れ；準高級2名（窯業研究所所長，建築研究所建材課長）

## 7. ブラジル・鉱物資源開発事業

### (1) 事業の概要

ブラジルは、豊富な鉱物資源の賦存にもかかわらず、銅を中心とした非金属および原料炭の輸入は、開発の遅れが原因で総輸入額の3%にも達している。このような状況のもとで同国政府は国家非鉄金属開発計画を策定し、1980年代前半までに非鉄金属の自給を目指している。このような実情から、わが国に協力の要請があったので、昭和51年11月に事前調査を実施した。さらに、昭和52年7月には討議議事録に署名した。協力期間は3カ年である。

本プロジェクトは、国家非鉄金属開発計画の推進機関であるブラジル連邦共和国政府鉱山動力省鉱産局（DNPM）に対し、鉱山資源の探査、開発鉱害防止および研究開発の各分野において、専門家の派遣、研修員の受入れおよび機材供与の技術協力を行うものである。

### (2) 事業実績

- a. 専門家派遣；長期8名

## 8. タンザニア・キリマンジャロ州中小工業育成

### (1) 事業の概要

タンザニア連合共和国は1967年のマレイシア宣言によって農業と小規模工業による自力更生

を開発政策の基本としている。キリマンジャロ州は人口約80万人の農業州であるが、その人口増加率が3.5%と高く、コーヒーを主とする農業も水不足と耕地面積の不足から困難となってきた。そこで中小規模工業開発によって同州の雇用増大と生産、所得の増大を図る政策の必要性が痛感され、この分野で経験の豊富なわが国に協力の要請が行われた。わが国は昭和51年12月から52年3月末まで3名の専門家を現地に派遣し、基礎的なデータの収集、問題点の発見と解決策の立案および技術協力プロジェクトの概要をタンザニア政府およびキリマンジャロ州政府と検討のうえ作成した。

これによると、同州の中小規模の工業開発を指導する機関として次の三つの機能を持った工業開発センター（KIDC）をモシ市に設立することになっている。

#### ① 技術の導入と改良

キリマンジャロ州において、必要とされている機材機器の保守・修理・検査技術を導入するためにワークショップを設置し、同時に、もっとも必要とされている業種のうち、鋳物、鍛造、窯業等のパイロット・プラントを設立して新業種の育成を図る。

#### ② 技術の普及

工業開発センターに総合指導室を設けて技術上のコンサルティングを行う。またパレ地区、ロンボ地区に技術指導所を、またモシ市に製品の展示場を設置する。

#### ③ 人材の養成

キリマンジャロ州では実際の業種を指導する人材が不足しているので、実習を含めた訓練によって人材を養成する。

### (2) 事業実績

#### a. 専門家派遣；短期5名

## 9. メキシコ・選鉱精錬技術育成

### (1) 事業の概要

1977年8月に中南米プロジェクト選定確認調査団訪墨の折、調査団に対しメキシコ政府国有財産工業振興省（CFM）より、非鉄金属鉱物の選鉱・精錬に関する技術開発、技術指導、人材養成につき協力の打診があり、引き続き1978年6月に非鉄金属の選鉱・精錬部門に対して技術協力の正式要請があった。これを受けて、1978年10月事前調査団を派遣した。調査団はメキシコ側と協議の結果次の5テーマを候補課題として選定した。

#### ① Santa Rosalia 産 酸化銅鉱の湿式精錬プロセス

#### ② 低品位錫鉱よりの錫の回収

#### ③ 鉛、亜鉛、銅の複雑硫化鉱の選鉱完全分離

- ④ 銀品位の高い鉛鉱の塩化法湿精錬
- ⑤ 低品位銅鉱のBacteria-Leaching

今後、上記5テーマに対する協力可能性の方策につきさらに検討し、最終的に協力課題を2～3テーマにしぼる予定である。

(2) 事業実績

- a. 調査団派遣；事前調査（53年10月）
- b. 専門家派遣；派遣実績なし
- c. カウンターパート受入れ；（準）高級1名（チカマチャルコ研修所長）
- d. 機材供与；供与実績なし

10. 南西アジア・プロジェクト選定・確認

(1) 事業概要

鉱工業分野の産業開発技術協力に係るプロジェクトの選定・確認のため、ネパールおよびパキスタンの2カ国を訪問し、日本側プロジェクト・ベース技術協力の概要等について説明するとともに、相手国側から要請打診のあったプロジェクトについて、その内容、当該プロジェクトの当該国の経済開発計画における位置づけ等の調査を行った。その結果、次のプロジェクトが有力な案件として選定された。

ネパール：家内工業振興プロジェクト（たとえば手すき紙、既製服等）

パキスタン：工業技術振興センター（PITAC）強化拡大プロジェクト

（パキスタンについてはこのほか窯業研究センター、綿織物工業、研究開発センター等の現地調査を行った。）

11. タイ・トウモロコシ産業開発計画

(1) 事業の概要

本プロジェクトは、タイ国農業省農協促進局が所管する農業協同組合展示センター（中部サラブリ県プラプタバード）を中心として、トウモロコシの品質改善、生産技術の改良を行って、生産性の向上を図るとともに、農協を育成強化し、農業の近代化に貢献することを目的としている。

展示センターおよび採種圃場において、トウモロコシの栽培改良技術に関する応用試験、教育訓練、普及展示の事業を実施し、センターにおいて選択された改良技術の効果的普及を図るため、ロブリ県、サラブリ県、ベチャブーン県、ピッサヌローク県、スコタイ県の5県内の農協と5農家集団を普及拠点として、展示圃を設置し、栽培技術の展示を行い、また普及用種子

の円滑な供給を確保するため、センター周辺の適切な場所に委託採種圃を設置し、採種事業を行うことが事業のおもな内容である。

具体的には、①生産技術のための応用試験（農業局、試験研究機関と協力）、②種子増殖事業（農業普及局と協力し、普及用種子の生産、配布）、③病虫害防除事業、④普及・展示事業、⑤種子生産と改良栽培技術の訓練、⑥農業機械化体系の確立とその普及事業、⑦農協管理指導事業（農協職員の訓練、教育）等の事業である。

本プロジェクトに係る討議議事録は、昭和51年9月17日に取りまとめられ、この協力を通じて、5県内のトウモロコシ栽培農家9,000戸（栽培面積約3万ha）に利益をもたらし、あわせて農協組織の強化充実がもたらされるものと期待される。

## (2) 事業実績

### ① 調査団派遣

昭和53年7月27日から8月10日まで巡回指導チームを派遣した。同チームはプロジェクトの進捗状況について現地調査を行うとともに、タイ政府関係者と今後の事業実施計画について協議した。

### ② 専門家派遣

継続専門家2名（チーム・リーダー、栽培）のほか、53年9月農業機械専門家1名、54年3月2名（採種、業務調整）および短期専門家3名（低温種子貯蔵庫据付け2名、種子調整プラントコンサルタント1名）を派遣した。

### ③ 研修員受入れ

研修員3名（種子生産、種子技術、農業機械）を4～5カ月受け入れ、農林水産省長野種畜牧場等において研修を実施した。

また、タイ政府関係者2名をトウモロコシの栽培、農協等事情視察およびプロジェクトの協議のため53年8月受け入れた。

### ④ 機材供与

トウモロコシ種子調整プラント、車輛、農機具等85,393千円相当の機材を供与した。

## 12. ペルー・生鮮食品流通改善計画事前調査

ペルー政府は近年の農業の不振とそれに伴う食糧輸入の増大に直面し、食糧生産の増大と流通の改善を迫られており、とくにリマ首都圏においては、ペルー全体の1/3弱にあたる約5百万人の人口を擁し、生鮮食品（野菜・果実）の確保が非常に重要な問題となっている。

ペルー政府はこれに対し、生産技術・流通組織の改善を通じて問題解決に取り組もうとしており、これに対する協力をわが国に要請してきた。

## 第2章 技術協力事業（産業開発協力）

この要請に応え、昭和53年11月13日から同月29日まで、要請内容の確認と協力の可能性の検討を目的として3名のコンタクト・ミッションを派遣した結果、将来のプロジェクトの立案検討と、ペルー農業・食糧省内の生鮮食品流通政策のアドバイスを任務とする長期調査員を派遣することを決定した。



## 第3章 無償資金協力促進事業

### 第1 事業の概況

無償資金協力は、国際約束（交換公文）に基づき、被援助国である開発途上国に対し返済義務を課さないで資金を供与する形態の援助であり、政府開発援助（ODA）の一部を占め、技術協力とともに二国間贈与のカテゴリーに含められる。この無償資金協力には、1)一般無償援助、2)水産関係援助、3)災害関係援助、4)文化関係援助、5)食糧増産援助および6)食糧援助、7)その他（賠償等特殊債務処理）がある。これらの無償資金協力は外務省が実施しているが、昭和53年4月28日、国際協力事業団法の一部が改正され、無償資金協力関連業務の一部が外務省から移管された。

すなわち、上述の七つの形態の無償援助のうち、一般無償援助および水産関係援助に係る案件で、かつ技術協力と密接な関連性を有するものにつき、実施の促進業務（後述(1)参照）を事業団が担当することとなった。一般無償援助および水産関係援助を除く災害、文化、食糧増産および食糧援助その他は、引き続き外務省が実施することとなっている。

事業団に移管された業務は上述のごとく、一般無償援助および水産無償援助でかつ技術協力に関連するものであるから、これら二つについて以下に説明する。

#### 一般無償援助

一般無償援助は、技術協力センター、病院、学校、研究所、訓練所等の施設の建設整備等に必要な資金供与を行うもので、水産関係援助、文化、災害、食糧増産、食糧援助以外のものをいい、金額的にももっとも大きい。実施の原則は、開発途上国の自助努力を支援することによって、その経済社会の発展と国民の福祉の向上および民生の安定に寄与することを目的として供与されるものであり、その対象国は比較的開発の遅れた国となっている。また対象分野は、農業、医療・保健、教育・研究、民生・環境改善、交通・運輸となっており、それらはいずれも収益性のないものとなっている。

#### 水産関係援助

この援助は開発途上国の水産関係プロジェクトに関し、漁業訓練施設、漁業訓練船、水産研究施設等の整備に必要な資金供与を行うものである。



## (1) 実施の促進業務の内容

事業団が担当する実施の促進業務とは、改正団法によれば「技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む）」を目的として行なわれる無償資金協力に係る契約の締結に関する「調査、あっせん、連絡その他の必要な業務」及びこれら「契約の実施状況に関し必要な調査」(改正団法第21条第1項第1の2号)をいう。すなわち無償援助を供与するための国際約束（交換公文）および支払いは外務省が行うが、事業団は、国際約束から支払いまでの諸業務を円滑につなぐことによって、無償援助の効率的実施と援助目的の効果的実現を図るためのいわゆる無償資金協力の実施の促進業務を行うわけである。

「契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務」とは具体的には、1)相手国政府と民間企業との間の契約締結に関し相手国または企業との連絡、相談、民間企業の紹介、供与施設、設備等の仕様の検討と契約書の検討および助言を行うこと、2)銀行取決めに関し相手国または銀行との連絡、相談、銀行取決めの内容の検討、銀行の紹介、支払い授權書の内容の検討等を行うこと、さらに「契約の実施状況に関し必要な調査」とは無償資金協力のデイスバース促進のために行われる調査、つまり現地調査、業務の進捗状況調査を行うこと等をいう。

## 実施方法

無償資金協力の実施方法について述べると、開発途上国の要請に基づき、わが国と相手国政府との間に援助内容、供与される資金の限度額、供与期限等を取り決めるための交換公文が締結され、その範囲内において相手国と本邦企業との間で契約（日本国政府の認証が必要）が締結され、わが国政府によって認証された契約により、相手国政府が負った債務をわが国が弁済することによって援助が実施されている。なお、現行の無償資金協力においては相手国政府との契約は本邦企業に限られ、かつ円建て契約となっているが、契約に基づき購入される生産物および役務の購入について本邦のものまたは相手国のものとなっており、また必要に応じ第三国調も認められている。一般、水産のいずれの場合にも、対象国としては後発開発途上国（LLDC）や、1973年の石油の高騰により経済社会開発に多大の支障をきたしている発展途上国（MSAC）および貧困途上国（PDC）を重視するとの方針が出されているが、分野によっては、比較的開発の進んだ国であっても援助対象として取り上げられることはある。また無償資金協力は原則として相手国へのコミットメント（交換公文の署名）から契約、施工、調達そして支払いまでを一会計年度内に完了することとなっている。昨今大規模な施設建設が無償協力の対象となってきたのに伴い施設の建設そのものは自己完結的にまとまっているものの、実態的には一期工事、二期工事という形での段階施工も例外的にせよとられてきている。

## (2) 技術協力との関連性

前項でも述べたが、事業団の実施する無償資金協力案件は技術協力と関連性を有する案件に限られているが、これらの案件は毎年増加の傾向にある。下表1のとおり、昭和51年度においては23件中19件（83%）、52年度には26件中25件（96%）とそのほとんどが何らかの形で技術協力と結びついており、しかも二つ以上の技術協力が関連した案件が増加してきている。

表1 無償資金協力との結び付き

	昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
一般無償援助予算 (水産関係援助を含む)	23	14,900	26	16,900	52	37,700
技術協力関連案件	19	8,280	25	16,500	30	20,300
内 訳						
専門家派遣	5	2,750	13	7,090	17	8,350
プロジェクト協力	8	2,000	2	960	1	500
基本設計調査	2	880	3	1,500		0
二つ以上の技術協力が 関連したもの	4	2,650	7	6,950	12	11,450

## (3) 無償資金協力予算

次に無償資金協力予算（経済開発等援助費）について簡単にふれると同予算は、下表2のとおりここ数年来着実に増え、昭和52年度の180億円から同53年度には390億円（補正後490億円）と増加し、このうち一般無償援助および水産関係援助の総額は昭和52年度の169億円から同53年度377億円（補正後477億円）と2倍以上に増加した。これらの予算は外務省予算となっており、事業団には移管されていないが、53年度当事業団には上記一般無償および水産関係援助の実施促進に係る無償協力事業費として900万円の予算が計上された。

表2 無償資金協力予算

(単位：百万円)

経済開発等援助費	昭和52年度	昭和53年度
一般無償援助	13,900	32,700 (42,700)
水産関係援助	3,000	5,000
災害関係援助	1,000	1,000
文化関係援助	100	300
合 計	18,000	39,000 (49,000)

〈 〉は補正後

## 第2 昭和53年度事業実績

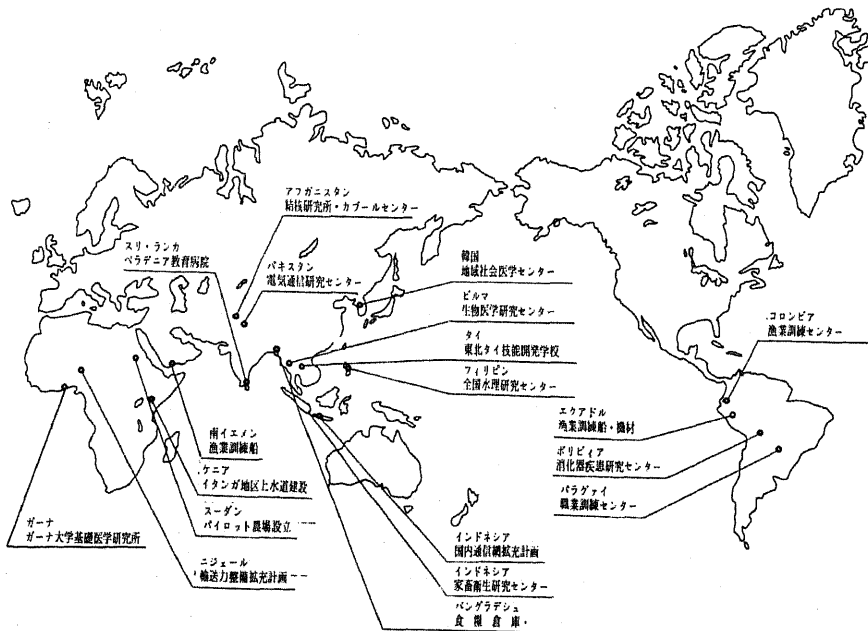
無償資金協力の実施促進事業は、前項第1で述べたとおり、昭和53年度、初めて事業団が実施することとなったが、同年度は、52年度からの継続案件19件と53年度新規案件30件、計49件につき、本邦企業と開発途上国との間の契約の締結に関し調査、斡旋、連絡を行うとともに契約の実施状況につき調査を行った。対象案件の詳細は、下述(1)および(2)のとおりであり、このうち当該国に実施促進調査団を派遣した回数は下表3のとおり10件、案件数では19件に達した。

表3

派遣国	調査名	人数	期間
1.ペルー, チリ	水産加工センター, 漁業調査船	1	53.10.2~53.10.24
2.インドネシア, フィリピン	ウジュンパンダン海員学校, 森林保全センター	1	53.10.19~53.10.31
3.グアテマラ	地方水道施設	1	53.10.31~53.11.5
4.ザイール, ルワンダ, ケニア	輸送力増強計画, マッチ工場建設計画, ケニヤッタ農工大学建設	1	53.10.29~53.11.10
5.ソロモン	漁業振興計画	1	54.1.27~54.2.13
6.ケニア	イタンガ上水道計画	1	54.2.18~54.3.6
7.アフガニスタン, パキスタン	稲作開発センター, 電気通信研究所	1	54.2.27~54.3.3
8.バングラデシュ, ネパール, インド	農業専門学校, 教育放送設備, 漁業訓練船	1	54.3.7~54.3.17
9.ペルー, ホリヴィア, パラグアイ	水産加工センター, 消化器疾患研究センター, 職業訓練センター	2	54.3.23~54.3.30
10.グアテマラ	地方水道施設	2	54.3.25~54.4.7
計	10件	12	

### (1) 昭和52年度よりの継続案件

52年度無償援助分布図 (図1)



〔下記当該案件の予算費目はすべて、外務省経済開発等援助費〕

無償資金協力の概要	促進事業	要請の経緯および背景
<b>韓 国</b> 地域社会総合医学センター		
1. 無償資金協力額 6億円 2. 交換公文署名日 昭和52年9月29日 3. 相手国受入機関 地域社会総合医学 セ ン タ ー	地域社会総合医学センター用医療機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	韓国における医療施設は大部分が大都市に集中しており地方の医療施設は少なく、無医療地区は全人口の17%、全農村人口の31%におよんでいるといわれている。これらの無医村に医療を普及するため韓国政府はこれら地方の医療組織の中核となるべき地域社会総合医学センターを設立するに際し、同センターが必要とする医療機材について供与方要請越したものである。
<b>フィリピン</b> 全国水理研究センター		
1. 無償資金協力額 6億円 2. 交換公文署名日 昭和52年8月17日 3. 相手国受入機関 全 国 水 理 研 究 セ ン タ ー	センターの実験棟および附属施設の建設とセンターのための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	フィリピンは台風の通り道に位置し、その結果洪水が頻発しており同国の経済社会民生上多大の被害をおよぼしている現状および同国政府は食糧増産対策上の基礎となる灌漑施設の整備を重視していること等により水資源開発は緊急の課題となっている。かかる状況に鑑み、マニラ市のフィリピン大学講内に水理研究のための実験棟を建設するとともに実験設備を整備するに必要な資金を無償供与することとなった。
<b>ビ ル マ</b> 生物医学研究センター		
1. 無償資金協力額 15億円 2. 交換公文署名日 昭和52年7月12日 3. 相手国受入機関 保 健 省 医 学 研 究 局	同センターの施設(研究棟、図書館、発電および変電施設)の建設に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	生物医学研究センターの施設の設立のための贈与に関する日本国政府とビルマ政府との間の交換公文に基づきビルマに対し15億円を限度とする生物医学研究センターの研究棟・図書ならびに発電および変電施設の設立のための贈与を行ったもので、53年度は第2期工事にあたり第1期工事は50年度予算において7億円の贈与を完了している。
<b>バングラデシュ</b> 食 糧 倉 庫		
1. 無償資金協力額 11.5億円 2. 交換公文署名日 昭和52年6月22日 3. 相手国受入機関 食 糧 省	米穀貯蔵用倉庫(貯蔵能力2万トン)15棟の建設(ダッカおよびチッタゴン)に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	バングラデシュ政府は、経済開発を進めるにあたり食糧需給の安定に重点をおいており、その一環として、食糧貯蔵能力の拡充を図るべく食糧倉庫の増設を計画し、右建設につきわが国政府に無償援助を要請してきた。

無償資金協力の概要	促進事業	要請の経緯および背景
<p>アフガニスタン 結核研究所カブール地域センター等</p>		
<p>1.無償資金協力額 7.5億円 2.交換公文署名日 昭和52年9月21日 3.相手国受入機関 公 共 衛 生 省</p>	<p>国立結核研究所の結核に関する研究および結核対策に関する指導のための施設ならびにカブール地域結核センターの診療のための施設の建設等に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>アフガニスタン政府は、同国の結核対策の強化のため全国結核制圧計画を策定、本計画の一環として現在手ぜまになっている国立結核研究所およびカブール地域結核センターを移転拡充し結核の研究、予防および診療体制の強化を図るため、わが国政府に対し施設の建設のための無償援助を要請してきたものである。</p>
<p>スーダン 稲作実験場</p>		
<p>1.無償資金協力額 5億円 2.交換公文署名日 昭和52年8月24日 3.相手国受入機関 農 林 省</p>	<p>農場の実験圃場、研究棟および附属施設の建設と農場のための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>スーダン政府は、同国の白ナイル川流域における稲作を中心とした農業開発を進めるため、わが国政府に対し、ガサバ地区におけるパイロット農場の設立につき、無償援助の要請を行った。</p>
<p>ガーナ ガーナ大学基礎医学研究所</p>		
<p>1.無償資金協力額 10億円 2.交換公文署名日 昭和52年7月15日 3.相手国受入機関 ガ ー ナ 大 学</p>	<p>ガーナ大学医学部基礎医学研究所の研究棟（第1期分）の建設等に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>ガーナ政府は、同国における医学水準の向上を図るため、ガーナ大学医学部に附属する基礎医学研究所を設立することとし、わが国政府に対し同研究所（野口記念研究所）の設立につき無償援助を要請越した。</p>
<p>ケニア イタンガ地区水道建設</p>		
<p>1.無償資金協力額 4億円 2.交換公文署名日 昭和52年10月21日 3.相手国受入機関 水 資 源 省</p>	<p>イタンガ地区水源における取水および揚水施設の建設と導水、送水および配水のための導管の敷設のために必要な機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>ケニア政府は、ナイロビの北東に位置するイタンガ地区に上水道がなく、飲料水事情が劣悪であることに鑑み、イタンガ地区上水道建設計画を策定し、同計画の実施に必要な取水施設等の建設および導管の敷設につき、わが国政府に対し無償援助を要請越した。</p>
<p>ニジェール 輸送力整備計画</p>		
<p>1.無償資金協力額</p>	<p>車輛整備工場の建設</p>	<p>ニジェール政府はここ数年来の干ばつのため</p>

無償資金協力の概要	促進事業	要請の経緯および背景
<p>5億円 2. 交換公文署名日 昭和52年9月8日 3. 相手国受入機関 食糧庁</p>	<p>と輸送用車輛および車輛整備工場のための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>同国の食糧不足が深刻化する中で外国より食糧援助を受けているが、輸送力不足により援助物資の輸送すら十分に行われていない。そのような状況に鑑み、輸送力拡充緊急計画を策定し、わが国政府に対し同計画の実施に必要な輸送用車輛の供与につき無償援助の要請を行ったが、わが国はこの要請に応え昭和51年度に輸送用車輛25台を供与した。昭和52年度、同政府は、引き続きわが国政府に対し前記の計画の実施に必要な輸送用車輛の供与および車輛整備工場の建設等につき追加無償援助を要請越した。</p>

パラグアイ 職業訓練センター

<p>1. 無償資金協力額 8億円 2. 交換公文署名日 昭和52年10月26日 3. 相手国受入機関 文部省</p>	<p>職業訓練センターの管理棟、作業場、教室および附属施設の建設とセンターのための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>パラグアイ政府は、同国の職業訓練体制の整備を図るため、わが国政府に対してアスンションにおける職業訓練センターの設立につき、無償援助を要請越した。</p>
---------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

南イエメン 漁業訓練船

<p>1. 無償資金協力額 4.5億円 2. 交換公文署名日 昭和52年9月6日 3. 相手国受入機関 漁業省</p>	<p>漁業訓練船等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>南イエメン政府は同国の漁業資源の有効利用のため、漁獲および漁獲物の利用等に関する総合的な漁民の訓練を内容とする漁業訓練計画を策定し、わが国政府に対し同計画の実施に必要な漁業訓練船の供与につき、無償援助を要請越した。</p>
---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

コロンビア 漁業訓練センター

<p>1. 無償資金協力額 5億円 2. 交換公文署名日 昭和52年11月8日 3. 相手国受入機関 国立水産研究所</p>	<p>漁業訓練センターの訓練棟および附属施設の建設とセンターのための漁業訓練船1隻、機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>コロンビア政府は、同国の漁業資源の有効利用のため、漁獲および漁獲物の利用等に関する総合的な漁民の訓練を含む漁業振興計画を策定し、わが国政府に対し同計画の実施に必要な漁業訓練センターの設立につき無償援助を要請越した。</p>
------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ボリヴィア 消化器疾患研究センター

<p>1. 無償資金協力額</p>	<p>消化器疾患研究セン</p>	<p>ボリヴィア政府は、同国の保健医療水準の向上</p>
-------------------	------------------	------------------------------

無償資金協力の概要	促進事業	要請の経緯および背景
7億円 2. 交換公文署名日 昭和52年10月12日 3. 相手国受入機関 社会保障保健省	ターの研究棟の建設等に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	を図るため、1976年より開始されている経済社会開発5カ年計画において全国医療設備整備計画を作成し、その一環としてのラパスにおける消化器疾患研究センターの設立につき、わが国政府に対し無償援助を要請越した。

インドネシア

(1) 国営アンタラ通信施設

1. 無償資金協力額 2.4億円 2. 交換公文署名日 昭和52年8月13日 3. 相手国受入機関 国営アンタラ通信社	電気通信機器等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	インドネシア政府は、同国の国内通信網を拡充するため、わが国政府に対し、送信機、受信機等を含む電気通信機器の供与につき、無償援助を要請越した。
----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	------------------------------------------------------------------------

(2) 家畜衛生センター

1. 無償資金協力額 6億円 2. 交換公文署名日 昭和52年8月13日 3. 相手国受入機関 農業省畜産総局	家畜衛生センターの研究棟および附属施設の建設とセンターのための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	インドネシア政府は、同国の食糧増産対策の一つとして畜産振興に努めており、わが国の技術協力のもとに進めている家畜の各種疾病の診断および防疫、技術者の訓練等からなる家畜衛生体制を整備するため、わが国政府に対し、メダン（北スマトラ州）およびタンジュン・カラン（ランポン州）における家畜衛生研究センターの設立につき、無償援助を要請越した。
------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エクアドル

漁業訓練船

1. 無償資金協力額 5億円 2. 交換公文署名日 昭和53年3月1日 3. 相手国受入機関 天然資源省	漁業訓練船1隻および漁業資源に関する研究のための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。	エクアドル政府は、同国の漁業資源の有効利用のため、漁業部門の国家計画の一環としての漁業訓練および研究を目的とする計画を策定し、わが国政府に対し同計画の実施に必要な漁業訓練船等の供与につき、無償援助を要請越した。
---------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

タイ

東北タイ職業訓練センター

1. 無償資金協力額 10億円 2. 交換公文署名日 昭和52年8月16日 3. 相手国受入機関 内務省労働局	東北タイ技能開発学校の管理棟、作業場、教室、寄宿舎、食堂および附属施設の建設と右の作業場のための機材等の供与に係る無償	タイ国は、同国の地方職業訓練体制の整備を図るため、わが国政府に対し東北タイ技能開発学校の設立につき、無償援助を要請越した。
------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

無償資金協力の概要	促進事業	要請の経緯および背景
	資金協力実施促進業務を行った。	
<p>スリ・ランカ <span style="margin-left: 200px;">スリ・ランカ大学附属教育病院</span></p>		
<p>1. 無償資金協力額 11億円 2. 交換公文署名日 昭和52年9月12日 3. 相手国受入機関 保健省および地方自治住宅建設省</p>	<p>病院の病棟，附属診療棟，外来診療棟および附属施設の建設と病院のための医療機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>スリ・ランカ政府は，同国の医学水準の向上と医療の改善を図るため，わが国政府に対し，ペラデニア教育病院の設立につき，無償援助を要請越した。</p>
<p>パキスタン <span style="margin-left: 200px;">電気通信センター</span></p>		
<p>1. 無償資金協力額 12億円 2. 交換公文署名日 昭和52年7月30日 3. 相手国受入機関 通信省電信電話局</p>	<p>イスラマバード中央電気通信研究所の附属施設の設立と研究所のための機材等の供与に係る無償資金協力実施促進業務を行った。</p>	<p>パキスタン政府は，同国の電信電話施設の改善に努めているが，そのための技術的中核となるべき中央電気通信研究所（1964年，イスラマバード北方のハリプールに設立されて以来わが国の技術協力のもとに活動している電気通信研究センターの拡充後の名称）の役割を重視しており，そのイスラマバードへの移転，研究体制の拡充計画を策定し，これに対するわが国からの無償援助を要請越した。</p>